

水の郷さわら 河川マリーナ利用方法

利用手順（予約方法）

- ①利用者は、開業時間内に来訪するか電話にて事前予約を行ってください。
事前予約の際には利用申請書の内容を指定管理者へ伝達してください。
(電話番号 0478-52-1138)
- ②利用当日、利用者は総合案内所にて受付（利用申請書の提出と利用料の支払い）をお願いいたします。申請書の受付は、利用する日の2箇月前の日の属する月の初日（当該期日が休業日に当たるときは、その翌日）から行っています。
- ③受付後、利用者自身で下架及び艀装し、棧橋にボートを係留してください。
- ④係留後、牽引車とトレーラーを駐車スペースへ移動し、出港してください。
- ⑤寄港時は、総合案内所にて寄港手続きを行ってください。

利用ルール

利用に際しては、安全面に十分配慮し、以下のルールを遵守してください。

また、管理者の指示には必ず従ってください。

- (1) 港内は右側通行とします。
- (2) 港内は5ノット以下の最徐行です。
- (3) 港内は停泊禁止になります。
- (4) 舟運航路には近づかないでください。
- (5) 吸排気系の改造艇、違法改造船の利用は禁止しています。
- (6) 係留棧橋以外への係留は禁止しています。
- (7) トレーラーや牽引車等は、ボートヤード以外は駐車禁止です。
- (8) 複数の駐艇スペースや駐車スペースの利用は禁止です。
- (9) 利用者は水辺交流センター内の施設利用者便所、若しくは地域交流施設内の便所を利用してください。
- (10) ライフジャケットを必ず着用してください。
- (11) 利根川本流では、漁業者に対し操業妨害及び進路妨害が起きないように十分に配慮してください。
- (12) 佐原河岸での釣り、漁、花火、たき火、バーベキュー、キャンプその他の類似行為並びに危険な行為は禁止です。
- (13) ゴミは必ず持ち帰ってください。
- (14) 飲酒者の利用は厳禁です。

第1号様式（第19条第1項、第39条第1項）

水の郷さわら 佐原河岸(船舶昇降スロープ・係留棧橋) 利用申請書

指定管理者 年 月 日
P F I 佐原リバー株式会社 様

佐原河岸を利用したいので、水の郷さわら管理要綱第19条第1項並びに第39条第1項の規程により次のとおり申請します。利用にあたっては、条例、施行規則、管理要綱を遵守いたします。

申請者 (操船者)	氏名	(フリガナ)	血液型	性別	
			() 型	男・女	
	連絡先	住所	〒		会員番号
		TEL/携帯	TEL	携帯	
		E-mail	@		
	緊急連絡先	連絡先名称			
		所在地	〒		
TEL					
生年月日	昭和・平成	年	月	日	
年齢	() 歳				
船舶免許番号 (A)	(一・二・特) 級 第 () 号	免許期限 (A)	平成	年	
			令和	年	
所有艇 (A)	船名		トレーラ ナンバープレート		
	艇種	プレジャーボート・水上オートバイ・その他 ()	トレーラ 有効期限	平成	
				令和	
	船舶の寸法	全長()m()f / 全幅()m()f			
	共同所有者	有り () 名 ・ 無し			
	船舶検査	船舶検査済票	第 - 号		
		有効期限	平成・令和 年 月 日		
製造 メーカー名		メーカー	商品名		
	船体				
	機関		馬力()PS		
利用日時	月 日 () 時～ 時				
利用内容	利用単価	数	利用料	同乗者氏名・住所	
	昇降スロープ	1800 円/回	艇	円	住所
	係留棧橋	500 円/回	艇	円	氏名
	ロッカーシャワー	380 円/回	名	円	
	上下架サービス	2100 円/回	回	円	
	上下架作業車	2100 円/回	回	円	
	利用料金/計			円	
備考	※操船者(免許保有者)が複数の場合は操船者毎に複数枚提出してください。 ※同乗者が納まらない場合は、欄外に記入してください。 ※本申請に記載された個人情報は、本申請以外に利用しません。 <input type="checkbox"/> ロッカーシャワーのみの利用につきA欄記載不要 <input type="checkbox"/> 2馬力以下で長さ3m未満又は無動力の船につきA欄記載不要			申請者 免許証等の返却確認 ※確認後右欄に ✓	

※指定管理者使用欄

受付	年 月 日	許可 番号	- -	受付印
確認書類	船舶免許証		船舶検査証書	
	船舶検査手帳		ボートトレーラの自動車検査証	